

## 「新しい生活様式」 対応支援事業

「新しい生活様式」を今後さらに定着させ、町内事業所の安定した事業継続を目指し、町では、対面による接客を伴う店舗、事務所などを保有している法人・個人事業主を対象として、下記対象経費の補助を行います。

### <対象経費>

	<input type="checkbox"/> 消耗品費 マスク 消毒用アルコール 非接触式体温計 など		<input type="checkbox"/> 備品購入費 空気清浄機 サーキュレーター サーモカメラ など
	<input type="checkbox"/> 原材料費 アクリル板 ビニールカーテン など		<input type="checkbox"/> 修繕費 自動ドア設置 事務所改修費 間仕切り設置修繕工事 など
	<input type="checkbox"/> 広告料 デリバリー宣伝広告料 など		<input type="checkbox"/> 手数料 換気扇清掃 ソーシャルディスタン シングの看板作成手数料 など
	<input type="checkbox"/> 委託料 消毒業務委託料 テイクアウトwebサイト 作成委託料 など	<b>対象外</b> 飲食費、感染症対策に関連のない 物品等の購入費、人件費、交際費 振込手数料、祈祷費、公租公課 など	

### <補助金額など>

補助率：10分の9以内(千円未満切り捨て)

補助上限額：10万円

### <条件>

- ・緊急事態宣言が発令された4月7日以降に契約・購入したもの
- ・12月15日(木)までに対象経費の支払いが完了し、提出期限までに交付申請兼実績報告書などの提出が完了しているもの

### <提出期限>

12月28日(月)まで

### <申請に必要なもの>

- ①交付申請兼実績報告書
  - ②チェックリスト
  - ③事業所などの概要書兼振込先登録依頼書
  - ④取り組み内容内訳書
  - ⑤取り組みに要した経費の領収書、レシートの写し
  - ⑥交付申請書実績報告に係る確認書
  - ⑦請求書
  - ⑧預金通帳などの写し(表面、1・2ページ)
  - ⑨営業活動を証明するもの(申告書控えの写しなど)
- ※メール、電話などで請求ください。

健康福祉課 ☎72-6934

## 妊婦を対象とする新型コロナウイルスの検査

県では新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊婦で検査を希望する方に、新型コロナウイルスの検査を実施します。

なお検査の結果が陽性となった場合、分娩予定の医療機関以外に入院することや出産後の一定期間、産まれた赤ちゃんに触れたり、授乳することができない可能性があります。感染した妊産婦の方への出産や育児に関する相談支援もありますので、分娩予定施設や県子育て支援課まで相談ください。

### <対象者>

- ・分娩予定日が概ね2週間以内の妊婦の方
  - ・発熱などの感染を疑う症状がない方
- 検査を希望する場合、妊婦健診を受けているかかりつけ産科医療機関にご相談ください。

県子育て支援課 ☎024-521-8205